



福島県報

目次

福島県教育委員会

- 福島県立図書館組織規則の一部を改正する規則 一
- 福島県教育委員会が取り扱う個人情報情報の保護に関する規則の一部を改正する規則 一
- 福島県教育委員会が保有する公文書の開示等に関する規則の一部を改正する規則 二
- 福島県教育委員会の権限に属する事務の委任等に関する規則の一部を改正する規則 二
- 福島県教育庁の行政機構の改革に伴う関係規則の整備に関する規則 二
- 職員の給料等の決定の基準に関する規則の一部を改正する規則 三
- 福島県指導不適切認定の手續等に関する規則 三
- 福島県立高等学校学則の一部を改正する規則 三
- 福島県立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則 三
- 福島県立会津学鳳中学校学則の一部を改正する規則 三
- 福島県奨学資金貸与条例施行規則の一部を改正する規則 三

福島県教育委員会

福島県立図書館組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十年三月二十八日

福島県教育委員会

福島県教育委員会規則第五号

福島県立図書館組織規則の一部を改正する規則

福島県立図書館組織規則(昭和三十四年福島県教育委員会規則第五号)を次のように改正する。

第五条の次に次の一条を加える。

(主幹)

第五条の二 図書館に、必要に応じ、主幹を置く。

2 主幹は、上司の命を受け、特に指示された図書館の事務を掌理する。

附則

この規則は、平成二十年四月一日から施行する。

(教育総務領域総務企画グループ)

福島県教育委員会が取り扱う個人情報の保護に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十年三月二十八日

福島県教育委員会

福島県教育委員会規則第六号

福島県教育委員会が取り扱う個人情報の保護に関する規則の一部を改正する規則

福島県教育委員会が取り扱う個人情報の保護に関する規則(平成七年福島県教育委員会規則第二号)の一部を次のように改正する。

別表第一の一の項イ及び別表第二の二の項中「百円」を「三十円」に改める。

様式第一号(その二)中「主幹グループ(所)」を「主幹(所)」に改め、「事務取扱グループ(所)」を「事務取扱課(所)」に改め、同様式(その二)中「保有グループ(所)」を「保有課(所)」に改める。

様式第二号及び様式第三号中「担当グループ(所)」を「担当課(所)」に改める。

様式第四号中「第6条第3項」を「第6条第3項・第6条第4項」に、「担当グループ(所)」を「担当課(所)」に改める。

様式第五号から様式第二十二号までの規定中「担当グループ(所)」を「担当課(所)」に改める。

様式第二十三号中「訂正決定等」を「利用停止決定等」に、「第21条の6第1項」を「第21条の7第1項」に、「担当グループ(所)」を「担当課(所)」に改める。

様式第二十四号中「第21条の6第1項」を「第21条の7第1項」に、「担当グループ(所)」を「担当課(所)」に改める。

様式第二十五号中「担当グループ(所)」を「担当課(所)」に改める。

附則

1 この規則は、平成二十年四月一日から施行する。ただし、様式第四号の改正規定(「第6条第3項」を「第6条第3項・第6条第4項」に改める部分に限る。)、様式第二十三号の改正規定(「担当グループ(所)」を「担当課(所)」に改める部分を除く。)、及び様式第二十四号の改正規定(「第21条の6第1項」を「第21条の7第1項」に改める部分に限る。)(は、公布の日から施行する。

2 この規則の施行の際現に提出されている改正前の福島県教育委員会が取り扱う個人情報情報の保護に関する規則(以下「旧規則」という。)(様式第二号による自己情報開示請求書、旧規則様式第三号による自己情報訂正請求書及び旧規則様式第四号による自己情報利用停止請求書は、それぞれ改正後の福島県教育委員会が取り扱う個人情報の保護に関する規則(以下「新規則」という。)(様式第一号による自己情報開示請求書、新規則様式第三号による自己情報訂正請求書及び新規則様式第四号による自己情報

用停止請求書とみなす。
 3 この規則の施行の際現に作成されている旧規則に定める様式による用紙は、所要の調整をして使用することができる。
 (教育総務領域総務企画グループ)

福島県教育委員会が保有する公文書の開示等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。
 平成二十年三月二十八日

福島県教育委員会

福島県教育委員会規則第七号

福島県教育委員会が保有する公文書の開示等に関する規則の一部を改正する規則

福島県教育委員会が保有する公文書の開示等に関する規則(平成十二年福島県教育委員会規則第十九号)の一部を次のように改正する。
 別表第一の一の項イ及び別表第二の二の項中「百円」を「三十円」に改める。
 様式第一号から様式第十号までの規定中「㊦」を「㊧」を「㊨」を「㊩」に改める。

附 則

- 1 この規則は、平成二十年四月一日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に提出されている改正前の福島県教育委員会が保有する公文書の開示等に関する規則(以下「改正前の規則」という。)様式第一号による公文書開示請求書は、改正後の福島県教育委員会が保有する公文書の開示等に関する規則様式第一号による公文書開示請求書とみなす。
- 3 この規則の施行の際現に作成されている改正前の規則に定める様式による用紙は、所要の調整をして使用することができる。
 (教育総務領域総務企画グループ)

福島県教育委員会の権限に属する事務の委託等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。
 平成二十年三月二十八日

福島県教育委員会

福島県教育委員会規則第八号

福島県教育委員会の権限に属する事務の委託等に関する規則の一部を改正する規則

福島県教育委員会の権限に属する事務の委託等に関する規則(平成十五年福島県教育委員会規則第八号)の一部を次のように改正する。
 第二条第一項中第一号から第四号までを削り、第五号を第一号とし、第六号を削り、第七号を第二号とし、第八号から第十九号までを五号ずつ繰り上げる。
 第四条第一項第一号中「職員」を「教育庁の職員及び県立学校その他の教育機関の職

員並びに市町村立学校職員給与負担法(昭和二十三年法律第百三十五号)第一条及び第二条に規定する職員」に、「総括参事(総括参事担当職を含む。)、参事」を「教育次長(これに相当する職を含む。)、課長、室長」に改め、同項に次の二号を加える。
 五 福島県情報公開条例の規定に基づく公文書の開示等に関すること。
 六 福島県個人情報保護条例の規定に基づく個人情報の保護に関すること。

この規則は、平成二十年四月一日から施行する。

(教育総務領域総務企画グループ)

福島県教育庁の行政機構の改革に伴う関係規則の整備に関する規則をここに公布する。
 平成二十年三月二十八日

福島県教育委員会

福島県教育委員会規則第九号

福島県教育庁の行政機構の改革に伴う関係規則の整備に関する規則

福島県教育財産管理規則の一部改正
 第一条 福島県教育財産管理規則(昭和三十五年福島県教育委員会規則第四号)の一部を次のように改正する。

- 1 第二条中「教育総務領域総務企画グループ」を「財務課」に、「昭和四十年福島県教育委員会規則第五号」第三条の表」を「平成二十年福島県教育委員会規則第四号」第三条第一項の表」に改める。
- 2 第四条中「教育総務領域総務企画グループ参事」を「財務課長」に改める。

第二条 教科用図書選定審議会規則(昭和三十九年福島県教育委員会規則第二号)の一部を次のように改正する。

- 1 第六条中「福島県教育庁教育指導領域学習生活指導グループ」を「福島県教育庁学習指導課」に改める。

第三条 福島県教育委員会聴聞規則(平成六年福島県教育委員会規則第十一号)の一部を次のように改正する。

- 1 様式第一号中「イ」を「ロ」に改める。

附 則

- 1 この規則は、平成二十年四月一日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に作成されている第三条の規定による改正前の福島県教育委員会聴聞規則様式第一号による用紙は、所要の調整をして使用することができる。
 (教育総務領域総務企画グループ)

職員の給料等の決定の基準に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十年三月二十八日

福島県教育委員会

福島県立福島西高等学校	福島県立福島工業高等学校						福島県立福島明成高等学校					福島県立福島商業高等学校				福島県立橘高等学校	福島県立福島高等学校		
全日制	定時制 (夜間)	全日制						全日制					全日制				全日制	全日制	
普通科	工業科	情報電子科	環境化学科	建築科	電気科	機械科	生産情報科	食品科学科	環境土木科	生物工学科	生物生産科	マネジメン ト会計科	経営情報科	国際経済科	情報処理科	普通科	普通科		
六〇〇人	一六〇人	一一〇人	一一〇人	一一〇人	一一〇人	三六〇人	一一〇人	一一〇人	一一〇人	一一〇人	二四〇人	二四〇人	二四〇人	一一〇人	一一〇人	九六〇人	九六〇人	集定員)	
福島市	福島市						福島市					福島市				福島市	福島市		

		福島県立二本松工業高等学校	福島県立安達高等学校		福島県立保原高等学校	福島県立梁川高等学校		福島県立川俣高等学校		福島県立福島南高等学校	福島県立福島東高等学校	福島県立福島北高等学校						
		全日制	全日制	定時制 (夜間)	全日制	全日制		全日制		全日制	全日制	全日制 (単位制)						
都市システ ム科	情報システ ム科	機械システ ム科	普通科	普通科	商業科	普通科	普通科	機械科	普通科	情報会計科	国際文化科	文理科	普通科	総合学科	デザイン科	数理科学科		
一一〇人	二四〇人	二四〇人	七六〇人	一六〇人	一一〇人	七二〇人	三六〇人	一一〇人	四〇〇人	二四〇人	二四〇人	二四〇人	九六〇人	七二〇人	一一〇人	一一〇人		
		二本松市	二本松市			伊達市	伊達市	町 伊達郡川俣			福島市	福島市	福島市	福島市				

福島県立郡山高等学校	福島県立郡山北工業高等学校							福島県立郡山商業高等学校					福島県立郡山東高等学校	福島県立安積黎明高等学校	福島県立安積高等学校	福島県立本宮高等学校		福島県立安達東高等学校	
全日制	全日制							全日制					全日制	全日制	全日制	全日制		(単位制) 全日制	
普通科	環境システム科	情報技術科	建築科	化学工学科	電子科	電気科	機械科	情報処理科	会計科	流通経済科	国際経済科	普通科	普通科	普通科	情報会計科	普通科	総合学科	ム科	
七二〇人	八〇人	一一〇人	一一〇人	一一〇人	一一〇人	一一〇人	二四〇人	二四〇人	二四〇人	二四〇人	二四〇人	九六〇人	一、〇四〇人	一、〇四〇人	二四〇人	三六〇人	三六〇人		
郡山市	郡山市							郡山市					郡山市	郡山市	郡山市	本宮市	二本松市		

福島県立岩瀬農業高等学校						福島県立長沼高等学校	福島県立清陵情報高等学校					福島県立須賀川桐陽高等学校	福島県立須賀川高等学校		福島県立湖南高等学校	福島県立あさか開成高等学校	
全日制						全日制	全日制					全日制	全日制		全日制	(単位制) 全日制	
生産情報科	食品科学科	環境工学科	園芸科学科	生物生産科	生物工学科	普通科	情報会計科	情報処理科	電子機械科	情報電子科	数理科学科	普通科	オフィス情報科	普通科	普通科	国際科学科	英語科
一一〇人	一一〇人	一一〇人	一一〇人	一一〇人	一一〇人	三六〇人	二〇〇人	二四〇人	二四〇人	二四〇人	一一〇人	六〇〇人	一一〇人	七二〇人	二四〇人	七二〇人	二四〇人
町 岩瀬郡鏡石						須賀川市	須賀川市					須賀川市	須賀川市		郡山市	郡山市	

福島県立石川高等学校	福島県立東白川農商高等学校				福島県立棚倉高等学校	福島県立塙工業高等学校			福島県立白河実業高等学校					福島県立白河旭高等学校	福島県立白河高等学校		福島県立光南高等学校
全日制	全日制				全日制	全日制			全日制					全日制	全日制		(単位制) 全日制
普通科	情報処理科	商業科	生産流通科	食品加工科	普通科	電子科	機械科	家政科	情報ビジネス科	電子科	電気科	機械科	農業科	普通科	理科	普通科	総合学科
四八〇人	一一〇人	一一〇人	一一〇人	一一〇人	二四〇人	一一〇人	二四〇人	一一〇人	一一〇人	一一〇人	一一〇人	二四〇人	一一〇人	八〇〇人	一一〇人	七二〇人	七二〇人
町 石川郡石川	倉町 東白川郡棚倉			倉町 東白川郡棚倉	町 東白川郡塙			白河市					白河市	白河市		吹町 西白河郡矢	

福島県立会津工業高等学校				福島県立若松商業高等学校		福島県立会津学鳳高等学校	福島県立会津葵高等学校	福島県立会津高等学校	福島県立小野高等学校	福島県立船引高等学校			福島県立田村高等学校	
全日制				全日制		(単位制) 全日制	全日制	全日制	(単位制) 全日制	全日制			全日制	
建築インテ リア科	化学工学科	電気科	機械科	情報ビジネス 科	会計ビジネス 科	総合学科	普通科	普通科	総合学科	普通科(食 物文化コー ス)	普通科(福 祉コース)	普通科(総 合コース)	体育科	普通科
一一〇人	八〇人	一一〇人	二四〇人	三六〇人	三六〇人	七二〇人	九二〇人	九六〇人	五六〇人	六〇人	六〇人	四八〇人	一一〇人	七二〇人
会津若松市			会津若松市		会津若松市	会津若松市	会津若松市	町 田村郡小野	田村市			町 田村郡三春		

		福島県立いわき海星高等学校					福島県立小名浜高等学校		福島県立湯本高等学校		福島県立いわき光洋高等学校		福島県立いわき総合高等学校		福島県立平商業高等学校						
専攻科		全日制					全日制		全日制		全日制 (単位制)		全日制 (単位制)		全日制						
無線通信科	海洋科	食品システム科	海洋工学科	情報通信科	海洋科	商業科	普通科	英語科	普通科	文理科	総合学科	OA会計科	情報システム科	流通ビジネス科	国際経済科	情報技術科					
二〇人	二〇人	一一〇人	一二〇人	一二〇人	一二〇人	一一〇人	三六〇人	一一〇人	八四〇人	七二〇人	八〇〇人	二四〇人	二四〇人	二四〇人	一一〇人	二〇人					
					いわき市	いわき市		いわき市		いわき市	いわき市	いわき市									

福島県立双葉翔陽高等学校		福島県立富岡高等学校		福島県立浪江高等学校		福島県立双葉高等学校		福島県立四倉高等学校		福島県立遠野高等学校		福島県立好間高等学校		福島県立勿来工業高等学校		福島県立勿来高等学校		福島県立磐城農業高等学校															
全日制		全日制 (単位制)		全日制		全日制		全日制		全日制		全日制		全日制		全日制																	
総合学科		国際・スポーツ科		普通科		普通科		普通科		普通科		工業化学科		建築科		電子科		電気科		機械科		普通科		食品流通科		生活科学科		園芸科		緑地土木科		機関科	
三六〇人		三六〇人		三六〇人		五六〇人		四八〇人		二四〇人		三六〇人		一一〇人		一一〇人		一一〇人		二四〇人		四四〇人		二二〇人		一一〇人		一一〇人		一一〇人		二〇人	
双葉郡大熊		町 双葉郡富岡		町 双葉郡浪江		町 双葉郡双葉		いわき市		いわき市		いわき市								いわき市		いわき市		いわき市									

福島県立会津第二高等学校	福島県立白河第二高等学校	福島県立新地高等学校	福島県立小高工業高等学校				福島県立小高商業高等学校		福島県立相馬農業高等学校				福島県立原町高等学校	福島県立相馬東高等学校	福島県立相馬高等学校	(単位制)
定時制	(夜間) 定時制	全日制	全日制				全日制		全日制				全日制	(単位制) 全日制	全日制	(単位制)
普通科	普通科	普通科	工業化学科	電子科	電気科	機械科	情報処理科	流通ビジネス科	生活文化科	食品科学科	環境緑地科	生産環境科	普通科	総合学科	理数科	普通科
一六〇人	一六〇人	二四〇人	二二〇人	二二〇人	二二〇人	二四〇人	二二〇人	二二〇人	八〇人	二二〇人	二二〇人	二二〇人	七二〇人	七二〇人	二二〇人	六〇〇人
会津若松市	白河市	町 相馬郡新地	南相馬市				南相馬市		南相馬市				南相馬市	相馬市	相馬市	町

別表第一に次の一表を加える。
別表第二(第二条の二関係)

福島県立小野高等学校平田校	福島県立東白川農商高等学校	福島県立安積高等学校御館校	福島県立いわき翠の杜高等学校	福島県立福島中央高等学校	福島県立郡山萌世高等学校	福島県立福島中央高等学校	(夜間)
全日制	全日制	全日制	定時制 (単位制 夜間主 コース)	定時制 (単位制 昼間主 コース)	定時制 (単位制 通信制 コース)	定時制 (単位制 夜間主 コース)	定時制 (単位制 昼間主 コース)
普通科	普通科	普通科	普通科	普通科	普通科	普通科	普通科
二二〇人	二二〇人	二二〇人	一六〇人	二八〇人	(五〇〇人)	一六〇人	四〇〇人
村 石川郡平田	村 東白川郡鮫川	郡 山市	いわき市		郡 山市		福 島 市

福島県立浪江高等学校津島校	全日制	普通科	一一〇人	双葉郡浪江町
福島県立富岡高等学校川内校	全日制	普通科	一一〇人	双葉郡川内村
福島県立相馬農業高等学校飯館校	全日制	普通科	一一〇人	相馬郡飯館村

附 則

この規則は、平成二十年四月一日から施行する。

(教育振興領域県立学校グループ)

福島県立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十年三月二十八日

福島県教育委員会

福島県教育委員会規則第十三号

福島県立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則

福島県立学校の管理運営に関する規則(昭和四十六年福島県教育委員会規則第九号)の一部を次のように改正する。

第一条の二及び第一条の三を削る。

第十七号様式の二(一)中「副主幹当職」を「副課長当職」に、「参事当職」を「課長当職」に改める。

第二十号様式中「有給当職」を削る。

附 則

この規則は、平成二十年四月一日から施行する。

(教育振興領域県立学校グループ)

福島県立会津学鳳中学校学則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十年三月二十八日

福島県教育委員会

福島県教育委員会規則第十四号

福島県立会津学鳳中学校学則の一部を改正する規則

福島県立会津学鳳中学校学則(平成十八年福島県教育委員会規則第十七号)の一部を次のように改正する。

第二条中「九十人」を「百八十人」に改める。

附 則

この規則は、平成二十年四月一日から施行する。

(教育振興領域県立学校グループ)

福島県奨学金貸与条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成二十年三月二十八日

福島県教育委員会

福島県教育委員会規則第十五号

福島県奨学金貸与条例施行規則の一部を改正する規則

福島県奨学金貸与条例施行規則(昭和四十二年福島県教育委員会規則第八号)の一部を次のように改正する。

第八条中「その日から七日以内」を「教育長が定める日までに」に改める。

第二号様式を次のように改める。

第2号様式(第1条関係)

※交付番号

福島県奨学生推薦調書

氏名	在学		立	部 科		年
	学 校	年		制	年	
出身(在学)学校の成績	教 科	年				成 績 平 均 値
	年					
推 薦 所 見 (学 力 人 物 家庭状況)	年					
	年					
参 考 事 項						

	(在学学校の学業成績の席次	人中	位)
	上記の者は、人物及び学術ともに優秀であるが、著しく学費の支弁が困難であり、奨学生として適当と認められますので、推薦します。		
	年 月 日	学校長 (学長)	印
	福島県教育委員会教育長		
※	判 定		

記載上の注意

- (1) 「※」印の欄は、記入しないでください。
- (2) この調書は、被推薦者の在学する学校等で記入押印してください。
- (3) 「出身 (在学) 学校の成績」の欄については、当該欄の記載事項と同様の成績証明書等を添付する場合には、記入を要しません。

附 則

この規則は、平成二十年四月一日から施行する。

(教育指導領域奨学助成グループ)